

北海道公害防止条例施行規則別表

ばい煙発生施設

別表第1(第3条関係)

1	アンモニア又はアンモニア系肥料の製造の用に供する合成施設	
2	りん 磷 酸質肥料の製造の用に供するガス洗 浄施設(原料として りん 磷 鉱石を使用するものに限る。)	
3	塩素又はその化合物の製造の用に供する電解施設及び吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、密閉式のものを除く。)	吸収施設にあつては、原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム未満であること。
4	ふっ 弗 素又はその化合物の製造の用に供する吸収施設及び反応施設(密閉式のものを除く。)	ふっ 弗 酸の製造の用に供する吸収施設にあつては、伝熱面積が10平方メートル未満であるか、又はポンプの動力が1キロワット未満であること。
5	硫酸の製造の用に供する亜硫酸ガス冷却洗浄施設及び吸収施設	
6	石油精製又は石油製品の製造の用に供する揮発油、灯油、軽油及び潤滑油洗浄施設並びにガス廃棄施設	
7	コークスの製造の用に供する乾りゆう炉及び分離施設(コークス炉からタール及びガス液を分離するものに限る。)	
8	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設	
9	アルミニウム、ニッケル、銅、鉛、亜鉛又は水銀の製錬の用に供する電解炉	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉にあつては、電流容量が30キロアンペア未満であること。

粉じん発生施設

一部改正(昭和50年規則3号)

別表第2(第4条関係)

1	原材料等置場(鉱物及び土石の堆積場を除く。)	面積が1,000平方メートル以上であること。
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)	鉱物、土石又はセメントの用に供するものにあつては、ベルトの幅が75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル未満であること。
3	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット未満であること。
4	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット未満であること。
5	分級機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	
6	セメントサイロ及びセメントホッパー(セメント製品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	
7	製粉機(食料品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
8	乾式繊維板製造施設及び削片板製造施設並びにチップパー(木材、木製品又は家具製造の用に供するものに限る。)	チップパーにあつては、原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
9	混合施設及び調合施設並びに包装施設(農薬の製造の用に供するものに限る。)	
10	ミキシングロール(ゴム製品の製造の用に供するものに限る。)	

騒音発生施設

一部改正(昭和50年規則3号・平成2年21号)
別表第4(第8条関係)

1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上であること。
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が三十重量トン以上であること。
	(6) せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(7) 鍛造機	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
4	建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上であること。
5	穀物用製粉機(ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
6	木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては15キロワット以上、木工用のものにあつては2.25キロワット以上であること。
	(5) 丸のこ盤	
	(6) かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。

7	抄紙機	
8	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
9	合成樹脂用射出成型機	
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	

振動発生施設

一部改正(昭和50年規則3号)

別表第5(第9条関係)

1 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	
(2) 機械プレス	
(3) せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であること。
(4) 鍛造機	
(5) ワイヤフォームマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であること。
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3 遠心分離機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
4 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
5 織機	原動機を用いるものであること。
6 コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.9キロワット以上であること。
(2) コンクリート管製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。
(3) コンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。
(4) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。
7 木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) ドラムバーカー	
(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8 印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
9 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機を除く。)	原動機の定格出力が30キロワット以上であること。
10 合成樹脂用射出成型機	
11 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	

悪臭発生施設

全部改正(昭和53年規則7号)

別表第6(第10条関係)

1	<p>(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 飼料施設</p> <p>し</p> <p>(イ) 屎尿施設</p> <p>(2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設</p>	<p>化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域(以下この表において「指定区域」という。)にあっては豚(生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。)5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。</p>
2	<p>てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設</p>	
3	<p>飼料又は肥料(化学製品を除く。)の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設</p>	
4	<p>でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設</p>	
5	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設(ブロータンクを含む。)、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設</p>	
6	<p>ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設</p>	

粉じん発生施設に係わる構造等の基準

別表第8(第17条の2関係)

1	別表第2の1の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 表層の締め固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	別表第2の2の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第2の3から5までの項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	別表第2の6及び9の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 原材料の投入部及び取出部にフード及び集じん機が設置され、並びに投入部及び取出部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分が防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

5	別表第2の7、8及び10の項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
---	----------------------	---